



佐賀県公報

平成20年
7月17日
(木曜日)
号外第2号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規 則

◎佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則

(六一・健康福祉本部) 一

◎佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例施行規則の一部を

改正する規則 (六二・生活衛生課) 一

公布された規則のあらまし

◎佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則(規則第六一
号)

1 厚生労働省告示である診療報酬の算定方法を健康保健法及び高齢者の医療
の確保に関する法律から引用する形に整理することとした。(第一条関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

◎佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規
則(規則第六二号)

1 厚生労働省告示である診療報酬の算定方法を健康保健法及び高齢者の医療
の確保に関する法律から引用する形に整理することとした。(別表関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○ 規 則

佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

平成二十年七月十七日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第六十一号

佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則

佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則(昭和三十三年佐賀県規則第六十三
号)の一部を次のように改正する。

第二条中「診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)に
より算定した額」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十六条第二
項の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭
和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項に規定する療養の給付に要する費
用の額の算定に関する基準により算定した費用の額」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規
則をここに公布する。

平成二十年七月十七日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第六十二号

佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例施行規則の一部を
改正する規則

佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例施行規則(昭和四十七年佐賀
県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表の手数料の一のその他の試験検査の項中「診療報酬の算定方法(平成十
八年厚生労働省告示第九十二号)により算定した額」を「健康保険法(大正十
一年法律第七十号)第七十六条第二項の規定による厚生労働大臣の定め及び高
齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一
項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した

費用の額に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料 一か年三一、二〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年七月十七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社